

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

① 現状

1) 地域の災害リスク

【南海トラフ巨大地震（地震・津波）】

- 大陸プレートの下に沈み込む海洋プレートが蓄積したひずみの開放に伴う地震。
- 駿河トラフから南海トラフ付近で南海地震、東南海地震、東海地震として100年～150年の周期でマグニチュード8クラスの巨大地震が発生しています。
- 南海、東南海、東海の各地震はそれぞれ連動する傾向にあり、これらが同時に発生した場合、マグニチュード9.1、大阪市域内の最大震度6弱が見込まれています。
- 安政東海地震からすでに160年が経過する中、南海トラフ沖での今後30年以内の地震発生率は70～80%とされています。
- 地震に伴い発生する津波は、約110分後に住之江区に到達することが見込まれており、最大で市域の1/3が浸水することが見込まれています。

【上町断層帯地震（地震）】

- 豊中市から大阪市内を経て岸和田市に至る大阪平野を縦断する全長約42kmの活断層体である上町断層帯は、断層帯全体が一つの区間として活動した場合、マグニチュード7.5～7.8、大阪市域内の最大震度7が見込まれています。
- 今後30年以内の地震発生率は2～3%と活断層の中では発生確率の高い部類とされています。

【水害（河川氾濫、内水氾濫、高潮）】

- 大阪市のハザードマップでは、淀川、大和川・東除川、神崎川・安威川、寝屋川・第二寝屋川・平野川・平野川分水路、内水氾濫、津波に関する浸水想定図が示されています。
- 大阪市域は、河川よりも市域が低いため、雨水等をポンプで排水しなければ湛水するおそれのある地形となっています。
- 河川氾濫では、淀川及び大和川が氾濫した際には最大で5mの浸水が見込まれています。現在、淀川及び大和川流域において堤防等の整備が進められています。
- 内水氾濫は、大雨に伴い下水道の処理能力を超えた場合に発生するもので、大阪市では10年に一度の大雨（60mm/h）に対応できるよう取り組んでおり、現在、80.1%の整備率となっています。
- 高潮は台風の接近に伴い発生し、特に満潮時と重なった場合に防潮堤や水門を超えて浸水被害をもたらすものです。平成30年台風第21号においては、第二室戸台風等を踏まえた対策の結果、浸水被害を食い止めることができました。

【台風】

- 熱帯の海上で発生する熱帯低気圧のうち、低気圧域内の最大風速が17m/h以上のものを「台風」といいます。
- 台風は概ね7～10月にかけて大阪市域に接近・上陸が見込まれ、平成30年台風第21号接近の際には、大阪市域で最大瞬間風速47.4mを記録し、市域内の建築物に多数の被害をもたらしました。

【その他】

- 本市独自の事情として、密集市街地等狭隘な道路が多い地域もあることから、これらの地域では自然災害に起因する火災対応が困難な場合があります。

## 2) 商工業者の状況（平成 28 年 6 月時点）

- 商工業者数 121,543 者
  - 中小企業者数 120,703 者
  - 小規模事業者数 99,143 者（出典：中小企業庁公表資料、平成 30 年 11 月 30 日）
- 〔※ 大阪商工会議所が実施した「企業の防災・減災対策に関するアンケート調査」結果（令和元年 6 月）〕
- ・ BCP を「策定済み」「策定中」の企業（全規模）は、あわせて 38.8%
  - ・ 「策定済み」の企業は、資本金 3 億円超では 72.3%、資本金 3 億円以下では 13.0%

## 3) これまでの取組

### ＜大阪市の取組＞

- 大阪市地域防災計画（震災対策編、風水害編）の修正
- 大阪市防災・減災条例の制定（行政、市民、事業者の責務の明確化）
- 大阪市業務継続計画（BCP）の策定・更新
- 大阪市の HP（マップナビおおさか）において、市内の震度予測分布図や浸水想定区域図等をオープンデータとして情報提供
- 水害ハザードマップ、市民防災マニュアルの作成・配布
- 災害時避難所、津波避難ビル、福祉避難所等の拡充
- 多様な媒体による災害情報の発信（防災スピーカ、緊急速報メール／エリアメール、大阪市防災アプリ、大阪市 HP、危機管理室ツイッター、大阪市 LINE 公式アカウント、テレビのデータ放送、区役所広報車等）体制の整備・拡充
- 駅ターミナル周辺での帰宅困難者対策に向けた協議会の設置・運営
- 大規模災害で発生する避難者向けの備蓄物資の整備（南海トラフ巨大地震の想定避難者 53 万人分）
- 市職員の災害対応力向上を目的とした訓練の実施（9 月、1 月）
- 区役所による地域単位での防災訓練や講習会の実施
- BCP 策定等に関する相談窓口を設置（大阪産業創造館）
- 中小企業の支援拠点である大阪産業創造館において、BCP 等に関する実情に応じた支援を展開（啓発セミナー、策定コース、演習コース）

### ＜大阪商工会議所の取組＞

自然災害等に備えた小規模事業者等の防災・減災対策の普及促進に対し、下記事項のとおり取り組んできました。

- BCP（事業継続計画）に関する国施策の周知
- BCP（事業継続計画）策定を促すセミナーの開催

#### ＜令和元年度（12 月末まで）＞

開催日	参加人数	担当部署
令和元年 10 月 10 日	50 人	中央支部
令和元年 8 月 28 日	194 人	北支部

#### ＜平成 30 年度＞

開催日	参加人数	担当部署
平成 30 年 11 月 15 日	40 人	南支部
平成 30 年 10 月 5 日	101 人	中央支部

平成 30 年 8 月 28 日

109 人

北支部

- 被災時における小規模事業者等への支援
  - ・ 平成 30 年 6 月 18 日震度 6 弱の大阪府北部地震が発生したほか、同年 9 月 4 日には非常に強い勢力の台風第 21 号が日本に上陸、大阪市の小規模事業者等に甚大な被害が出ました。
  - ・ 本会議所においても、被害状況のヒアリングを行うとともに特別経営相談窓口を設置し、大阪府と公益財団法人大阪産業振興機構（現・大阪産業局）が実施する「平成 30 年台風第 21 号等被災小規模事業者支援事業費助成金」の申請を仲介しました。
- 損害保険会社と連携して事業者 BCP 対策に有効なビジネス総合保険を加入促進
- 大阪商工会議所内での対応
  - ・ 平成 29 年 2 月に事業継続計画「大商版 BCP」を策定しました。
  - ・ 職員等が発災後 3 日間は施設内に留まれるように 3 日分の水・食料等を備蓄しております。また、ヘルメット、水、食料等をセットした緊急持ち出し袋を全員に配付済です。
  - ・ 年に 1 回、避難・消火・救護等を内容とする教育訓練を実施しています。
  - ・ 発災時の職員等安否が把握できるよう、安否確認システムの訓練を実施しています。
  - ・ 令和元年 7 月 19 日、大阪府内の商工会議所で構成する大阪府商工会議所連合会は、「大規模自然災害等に際しての連携支援に関する取り決め」を決議しました。本取り決めにより、被災された商工会議所や事業者への支援活動を大阪府内の商工会議所が連携して実施します。

## ② 課題

- 市内小規模事業者等に対して、自社の拠点における自然災害等のリスクについて十分な確認・認識を促すとともに、発災時にも事業活動への影響を極力抑え、早期の事業再開につながるよう、各社の状況に即した事業者 BCP の策定やリスク対応の事前対策を促進していくことが重要です。
- 「大商版 BCP」の基本方針の一つに、「会員等地域の商工業者へ適切な情報提供および支援活動を行う」とあります。被災した小規模事業者等が経営危機を早期に脱出し、経営資源を維持・回復するためには、大阪商工会議所が大阪市と緊密に連携しながら経営支援を実施することが重要です。
- 発災時の小規模事業者等における被害状況の把握や、いち早い復旧に向けた支援等の取組を迅速かつ円滑に遂行していくため、大阪商工会議所と大阪市の連絡・協力体制の確立を早期に図る必要があります。
- また、事業者においては次のような課題があると考えられます。
  - ・ 平時から事業者の責務として取り組んでおく内容への理解が不足している。
  - ・ 災害時避難所、津波避難ビル等について、それぞれの施設の設置目的等への理解が不足している。
  - ・ 災害時における情報収集手段が確立できていない。

## ③ 目標

- 実施期間中における事業者 BCP 策定支援事業者数の目標：のべ 50,000 事業者
  - 令和 2 年度： 10,000 事業者
  - 令和 3 年度： 10,000 事業者
  - 令和 4 年度： 10,000 事業者
  - 令和 5 年度： 10,000 事業者
  - 令和 6 年度： 10,000 事業者

- 大阪商工会議所は、地区内小規模事業者等に対し、災害リスクを認識させ、事業者 BCP（事業継続力強化計画、事業継続計画等）の作成等事前対策の必要性を HP や広報媒体を通じて周知します。
- 大阪市と大阪商工会議所は、発災時における連絡体制を円滑に行うため、両者間における被害情報報告ルートを構築します。
- 大阪商工会議所は、発災後、速やかな復興支援策が実施できるよう、組織内における体制、関係機関との連絡体制を平時から構築します。

**④ その他**

大阪商工会議所の事業継続計画の有無：有

## 事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

### ⑤ 事業継続力強化支援事業の実施期間

(令和2年4月1日～令和7年3月31日)

### ⑥ 事業継続力強化支援事業の内容

大阪市と大阪商工会議所は、地区内の幅広い事業者に対して、災害リスクや事前対策の必要性等を情報発信し、想定リスク等に応じて、重点的に意識啓発や取組意欲の喚起を図るなど、事前対策の促進や発災時の円滑な応急対策・復旧支援等に向けた以下の事業を実施します。

#### 1) 事前の対策

##### a) 小規模事業者等に対する災害リスクの周知

- 大阪市と大阪商工会議所は、関係支援機関等の既存資源等を活用した分かりやすい事業者 BCP 策定に資するチェックリスト・パンフレット等の広報ツールやハザードマップの各種窓口での配架、ビジネスイベントや企業訪問時等における配布、HP 等、様々な媒体による情報発信を通じ、事業者に対して具体的な災害リスクへの意識喚起や事前対策の促進に努めます。また、リスクを軽減するための対策方法（事業継続力強化計画等の作成や損害保険等の加入等）を説明します。
- 大阪商工会議所は、広報媒体（HP や機関誌等）を活用して、国の施策紹介やリスク対策の必要性、損害保険の概要、事業者 BCP に積極的に取り組む小規模事業者等の紹介等を行います。

##### b) 小規模事業者等に対する事業者 BCP 策定支援

- 大阪市は、中小企業の支援拠点である大阪産業創造館において、企業ニーズを踏まえながら、災害リスクや事業者 BCP に関する基礎知識等に関するセミナーを開催するほか、事業者 BCP に関する相談対応や専門家派遣による各企業の実情に即した策定支援を行います。
- 大阪商工会議所は、大阪府が提供する簡易版 BCP 様式による策定を支援します。
- 大阪商工会議所は、中小企業等経営強化法に基づく「事業継続力強化計画」の策定を支援します。
- 大阪商工会議所は、連携する損害保険会社の協力を得て、同社等の簡易版 BCP 様式による策定を支援します。
- 大阪商工会議所は、必要に応じ大阪府商工会連合会の「事業継続計画（BCP）策定支援制度」を紹介し、同制度を活用した策定を支援します。
- 大阪商工会議所は、事業者 BCP に関する普及啓発セミナーを開催します。

##### c) 地区内事業者の事業者 BCP 策定・取組状況の把握

- 大阪市と大阪商工会議所は、小規模事業者等を対象とした事業者 BCP の策定状況等に関するアンケート等を実施するほか、企業訪問や窓口指導時等における各社の取組状況や課題、支援ニーズのヒアリングを行うことにより、地区内事業者の取組状況等の把握に努めます。

##### d) 当該計画に係る訓練の実施

- 大阪市と大阪商工会議所は、年に1回程度、自然災害が発生したと仮定して、両者間の連絡ルートの確認や訓練等を実施します。

##### e) 商工会、商工会議所自身の事業継続計画の作成

- 大阪商工会議所は、平成29年2月に事業継続計画「大商版 BCP」を策定しました。

##### f) 関係団体等との連携

- 大阪商工会議所は、大阪商工会議所と連携協定を結ぶ損害保険会社に専門家の派遣を依頼し、

事業者 BCP に関する普及啓発セミナー（非会員事業者も対象）を開催します。また、事業者 BCP 対策に有効なビジネス総合保険等を紹介します。

- 大阪府内の商工会議所で構成する大阪府商工会議所連合会は、令和元年 7 月 19 日、「大規模自然災害等に際しての連携支援に関する取り決め」を決議しました。本取り決めにより、被災された商工会議所や事業者への支援活動を大阪府内の商工会議所が連携して実施します。

#### g) フォローアップ

- 大阪市と大阪商工会議所は、当計画の進捗状況の確認や改善点等について協議する機会を年に 1 回以上開催します。

### 2) 発災後の対策

#### a) 応急対策の実施可否の確認

- 大阪市と大阪商工会議所は、発災後24時間以内に、安否確認システムやメール、電話等により可能な範囲で各々の職員とその家族の安否確認及び業務従事の可否確認等を行い、勤務可能な人員を把握するとともに、両者が把握している大まかな被害状況（家屋被害や道路状況等）の状況を共有します。これらの情報をもとに、両者の協議により、応急対策の実施の可否を判断します。

#### b) 応急対策の方針決定

- 大阪商工会議所は、人命にかかわる恐れがある、または被害が拡大していく緊急状況と判断した場合は、災害対策本部を設置します。
- 大阪商工会議所は、事業継続計画（大商版 BCP）を発動し、発災翌日を目途に、次の災害対応チームを設置し稼働させます。
  - ・ 会員企業支援チーム（会員企業の被害状況の確認・安否確認等を活動）
  - ・ 緊急相談窓口チーム（小規模事業者等からの相談対応等を活動）
  - ・ 重要業務チーム（貿易証明業務、共済制度、会議・イベントの中止対応等を活動）
- 大阪市と大阪商工会議所は、把握できている被害状況や被害規模、応急対策の実施体制の情報に基づき、両者間の協議により、応急対策の方針及び両者の役割分担等を定めます。
- 必要な体制が十分に確保できていない場合でも、順次可能な対策より実施していきます。

#### c) 次項「発災時における指示命令系統・連絡体制」に基づく連絡の頻度

- 本計画により、大阪市と大阪商工会議所は、以下の間隔で被害情報等を共有します。

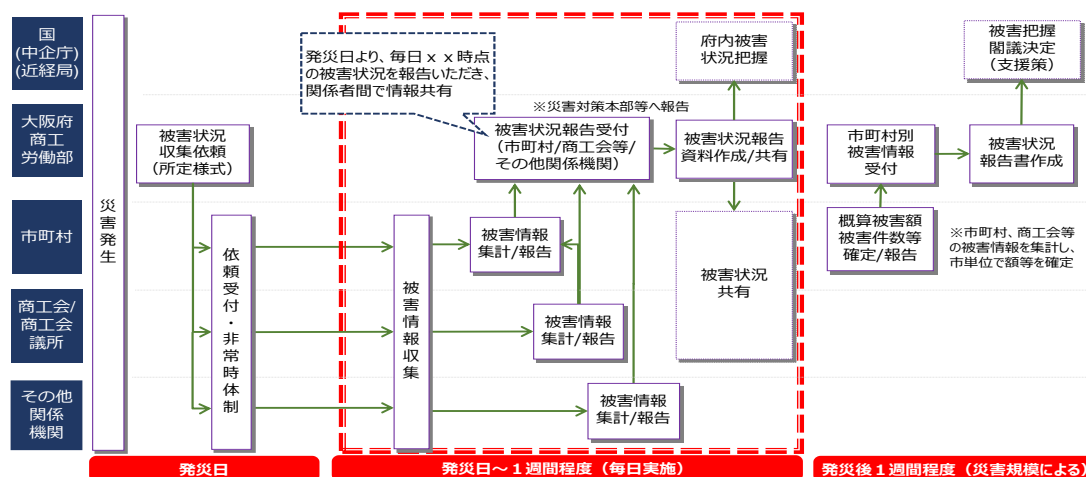
発災後～1 週間	1 日に 1 回共有する
1 週間～4 週間	1 週間に 1 回共有する
4 週間～3 か月	1 か月に 1 回共有する
3 か月以降	3 か月に 1 回共有する

### 3) 発災時における指示命令系統・連絡体制

#### 被害状況報告フロー

##### ■ 被害状況報告の流れ

- ✓ 発災後、24時間を目途に大阪府商工労働部に被害状況の概要を情報入手できた範囲で報告
- ✓ 発災後1週間以内は1日1回程度、被害状況報告様式を用いて大阪府商工労働部に被害状況を随時報告（1日1回を目安としていますが、被害状況に応じて変更します。）



- 大阪市と大阪商工会議所は、自然災害等の発生時に、地区内の小規模事業者等の被害情報の迅速な把握、及び応急対策にかかる指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築します。
- また、両者が共有した情報につき、大阪府の指定する方法により大阪府に報告します。

### 4) 応急対策時の地区内小規模事業者等に対する支援

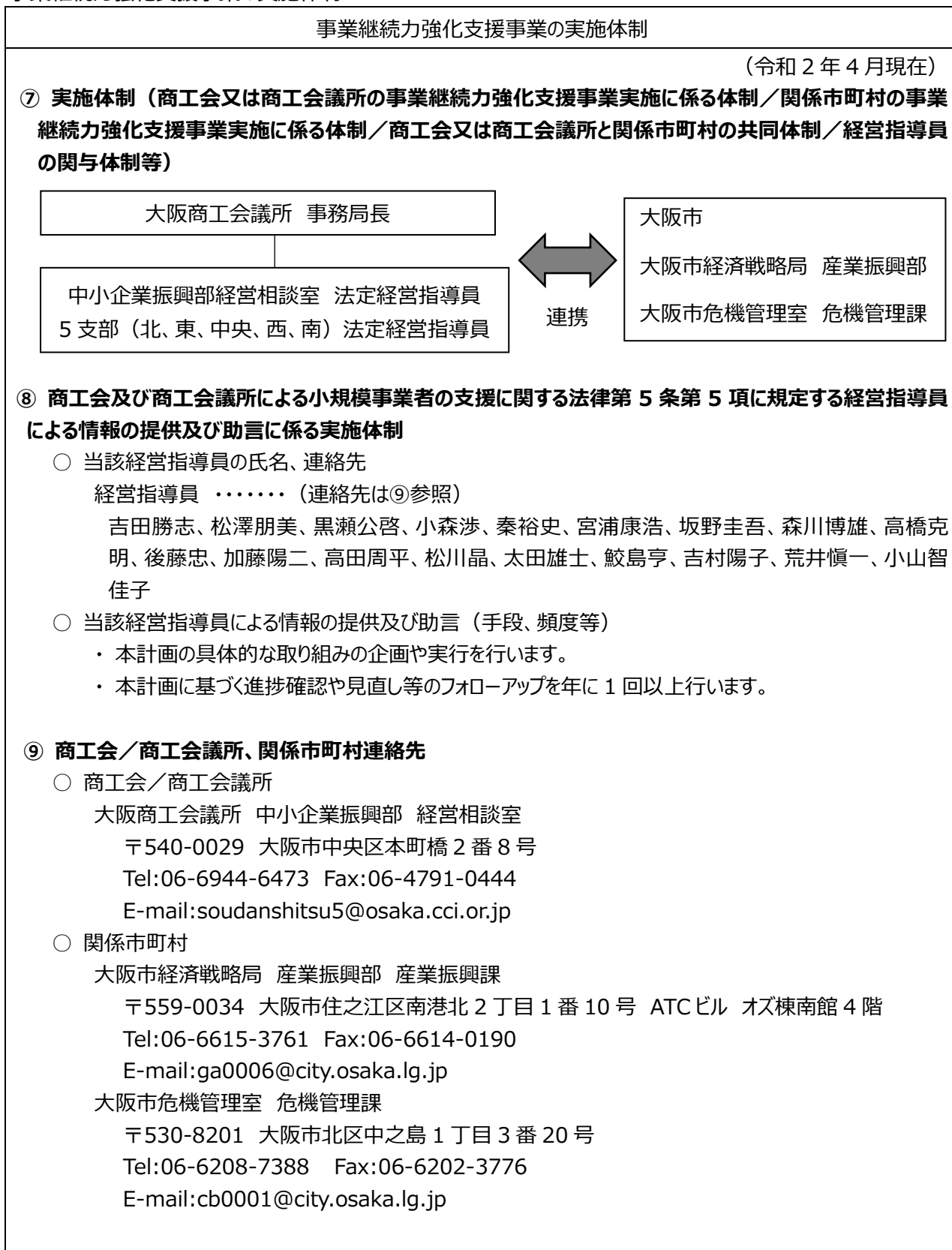
- 大阪市と大阪商工会議所は、災害発生 の程度や被害状況等を踏まえて両者間で協議し、必要に応じ大阪産業創造館、大阪商工会議所経営相談室ならびに市内5支部に緊急特別相談窓口を開設します（当該施設が被災していない場合）。また、大阪商工会議所は、国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置します。
- 大阪市と大阪商工会議所は、地域内の小規模事業者等の被害状況について、アンケートシステムの活用、個別企業や業界団体等へのヒアリングに基づき、状況調査を行います。
- 大阪商工会議所は、小規模事業者経営改善資金融資（マル経融資）、中小企業倒産防止共済、小規模企業共済の業務を稼働します。
- 大阪商工会議所は、大阪府商工会議所連合会の「大規模自然災害等に際しての連携支援に関する取り決め」に基づき、被災状況に応じ大阪府内の他の商工会議所に必要な支援を要請します。
- 大阪府域を超える広域被災の場合、大阪商工会議所は、被災状況に応じ日本商工会議所に必要な支援を要請します。

### 5) 地区内小規模事業者等に対する復興支援

- 大阪市と大阪商工会議所は、応急時に有効な被災事業者施策（国や大阪府、大阪市、関係支援機関等の施策）について、地区内の小規模事業者等に周知を図ります。また、国や大阪府の方針に従って、被災小規模事業者等に対する復旧・復興支援の方針を検討・決定・実施します。

(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制





(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

**大阪商工会議所**

(単位 千円)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
必要な資金の額	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
セミナー経費	500	500	500	500	500
巡回指導費ほか	500	500	500	500	500

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
大阪府の補助金、会費収入等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

**大阪市**

(単位 千円)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
必要な資金の額	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
セミナー経費等 専門家謝金	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
自主財源

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

イ.連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
東京海上日動火災保険株式会社 常務執行役員 平松 均 〒 541-8555 大阪府中央区高麗橋 3-5-12 淀屋橋東京海上日動ビルディング 電話番号：06-6203-0633 FAX 番号：06-6203-0437 E-mail: MAIL39C4@tmnf.jp
ロ.連携して実施する事業の内容
① 小規模事業者等の住所単位のハザードマップを大阪商工会議所に提供します。住所単位なので、より具体的な災害リスクを注意喚起できます。 ② 事業者 BCP 策定のポイントをテーマとしたセミナーを開催します。 ③ 事業者 BCP 策定のためのワークショップ（体験型講座+個別支援）を開催します。 ④ 保険代理店を通じて、支援した小規模事業者等の事業者 BCP 取組状況を確認しフォローアップします。 ⑤ 経営指導員を対象にした研修会を開催します。
ハ. 連携して事業を実施する者の役割
① 大阪商工会議所の依頼に応じて、住所単位のハザードマップを提供します。 ② 大阪商工会議所の依頼に応じて、事業者 BCP 策定のポイントをテーマとしたセミナーを企画・運営します。 ③ 大阪商工会議所の依頼に応じて、事業者 BCP 策定のためのワークショップ（体験型講座+個別支援）を企画・運営します。 ④ 大阪商工会議所の依頼に応じて、保険代理店を通じ、支援した小規模事業者等の事業者 BCP 取組状況を確認しフォローアップします。 ⑤ 大阪商工会議所の依頼に応じて、経営指導員を対象にした研修会を企画・運営します。
二. 連携体制図等
<pre>graph TD; A[大阪市] &lt;--&gt; B[大阪商工会議所]; B &lt;--&gt; C[東京海上日動火災保険(株)]; B --&gt; D[小規模事業者等];</pre>
大阪商工会議所は、東京海上日動火災保険株式会社に対しセミナーの企画・運営やフォローアップを依頼、同社と連携して事業者 BCP 策定を支援します。